

会

議

午前10時 0分開議

議長（大黒孝行君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立をいたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議開催に当たり、欠席したい旨の届け出のありました議員は、4番 土屋雄二君、12番 増田 清君であります。

ここで報告の件があります。

本日の会議開催に当たり、説明員の原 鋪夫福祉事務所長が欠席のため、永井達彦福祉事務所副所長が代理出席をする旨の通知がありましたので、報告をいたします。

委員長報告・質疑・討論・採決

議長（大黒孝行君） 日程により、議会改革特別委員会に付託し、閉会中の継続審査となっております下田市における議会改革の総合的な調査研究に関する事項についてを議題といたします。

これより議会改革特別委員長、鈴木 敬君より委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

5番。

〔議会改革特別委員長 鈴木 敬君登壇〕

議会改革特別委員長（鈴木 敬君） おはようございます。

議会改革特別委員会の委員長の鈴木です。これより議会改革特別委員会の報告書を読み上げたいと思います。

本委員会における調査事項について、議論の経過と提言を別紙のとおり報告いたします。

下田市議会改革特別委員会報告書。

1. 議会改革の必要性。

地方自治体を取り巻く環境が急激に変動している。平成12年の地方分権一括法や、その後の三位一体の改革、更には平成の大合併などを経て、地方自治法も数度にわたり改正され、特に地方議会のあり方の見直し、改革が必須の状況となっている。

地方政治は二元代表制を採っている。一方は首長を代表とする行政執行機関であり、もう

一方は議事機関としての地方議会である。しかし、この地方議会がその役割を十分に果たしているか。単に行政執行機関の監視機能、チェック機関としての役割しか為していないのではないか。しかもその監視機能でさえ、行政執行機関とどれだけの緊張関係の中で行われているか。

二元代表制の一方の代表を任ずるのであれば、更に踏み込んで、議会としての意見を集約した政策提言等も積極的に行っていくべきではないか、等の声が市民からも議会からも上がるようになった。このような現状を改革していくためには、議会をより活性化させるとともに議員活動をより活発にしていかなければならない。そのような問題意識で、議会改革特別委員会が設置された。

改革の方向性として第一に提言されたのは、『開かれた議会』の実現である。『開かれた議会』は、情報公開（自治体の政策決定過程や、議会自身の情報の公開）と住民参加（議会が行う活動への住民参加およびその環境整備）を構成要因とする。そして結果として議会機能の強化を目指すものである。

議会改革特別委員会はこの様な『開かれた議会』を現実のものとするために、実現可能なテーマを設定し調査検討していくこととした。

設定されたテーマは下記の通りである。

- （１）議会報告会あるいは市民との意見交換会の設置について。
- （２）議会中継について。
- （３）市議会ホームページについて。
- （４）議員研修会について。
- （５）閉会中の議員活動について。
- （６）議会だよりの問題点と改革について。
- （７）全員協議会、常任委員会における議員間討議について。

２．議会改革特別委員会調査経過。

調整経過については２ページ、３ページに列記してありますので、よく見てください。こ
こは省略いたします。

３．調整検討結果。

- （１）議会報告会あるいは市民との意見交換会の設置について。

（提言）

- ・議会として議案審議の経過や結果を、市民にわかりやすく直接的に説明する場を設ける

べきであり、併せて市民の声を代弁する議員として意見交換会のなかで、より多くの市民の声を聞く必要がある。

予算、決算そして市民に密接に関わる議案などをテーマに、議会報告会を年1回以上実施すべきである。

- ・下田市議会議会報告会実施要綱（案）を作成したので、これにより実施したい。（別紙2参照）

（議論の経過）

- ・議案の内容、経過、結果を正確に、また継続的に市民に報告すべきで、例えば、議会日より、議会報告会等の情報公開を行うべきである。

- ・議会報告会を実際行うにはどうしたらいいのか。市議会で行ったことを正しく報告する機会が必要である。

- ・全国810市区議会中173議会（約21.4%）の議会が報告会を開催し、年々増加している。

- ・議会報告会においては、議員個人の意見を主張したり、長時間話をすることのないように運営しなければならない。

- ・議会報告会は決算を重点的に行うところと、予算を重点的に実施しているところがある。

- ・議会報告会は、議案採決にいたった経過などを説明し、議決の内容を市民に認識してもらうことが大事である。

- ・議会報告会の実施にあたり、市内6地区に分け、議員は1班7名で2班体制で運営していき、またこの運営に対して、議会報告会の運営委員会を設置すべきである。

- ・各班の報告内容が同一でなくてはならず、事前において運営会議で十分に検討しなくてはならない。

- ・議会報告会において、市民から重要な要望などがあった場合は報告書で、議長・市長に提出し、市民の意見要望を反映すべきである。

- ・意見の集約をして、テーマを考え発信していけば、おのずと人は集まる。何を発信して、議会報告会を実施するかの意味をしっかりと考えていかななくてはならない。

（今後の検討課題）

- ・より多くの市民の参加をうながすためにも企画や発信内容等十分に討議・検討を重ねていく必要がある。

（2）議会中継について。

(提言)

・ケーブルテレビにおける中継については、一般質問以外の発信に関する必要性を十分議論し、統一見解をもって地元ケーブルテレビの協力を仰ぐべきである。

・インターネットにおける中継については、地域環境を考慮すると即効的な情報発信とはならないが、新庁舎建設に併せ準備を進めるべきである。またその新庁舎内に必要な機器設備を整えるよう当局に要望すべきである。

(議論の経過)

・現在実施されている地元ケーブルテレビによる一般質問のみの放映は昭和41年より行われ先進的な取り組みであったが、その後のインターネット等の普及による映像提供は、他の自治体に比べ改革が滞っている現状である。

・一般質問における放映については数年前より各社とも全編放映(編集なし)としている。これについてはダイジェスト版等の作成の希望が視聴者から多いものの、発言者の意向と編集後の映像の相違が生じることを危惧し取り組むことができない。一社はこれを補完する為の特別番組(議員出演番組)を製作している。

・ケーブルテレビにおける一般質問以外の放映については議会側の働きかけがあればケーブルテレビ各社は前向きに検討していただける。

・インターネットを用いた動画配信については技術的予算的制約に比べ、現在の下田市民のIT利用率と比較した場合費用対効果は薄いものと判断する。但し今後の時代潮流を鑑みるに情報発信をツールとしては促進すべきであり、現在計画中的新庁舎建設時にあわせ、議会としてはネット配信等ICTに対応した機器設備等の準備を当局に要望する必要がある。

・一般質問以外の本会議、委員会、全員協議会等、現在ケーブルテレビでは取り扱っていない会議については、クラウドサービス等を利用することにより比較的安価に映像発信が可能となる。現在試聴可能な会議以外の状況発信の補完には適する。

・ケーブルテレビ、ネット配信とも生中継に関しては、発言内容に関する責任の所在が明確にならない限り取り組むにはデメリットが大きい。また地上放送EPG(番組表等)が普及し、録画中継であれば事前に発言者が告知できるため視聴者には利便性がある。ただし庁内等においては生中継モニターの設置は有効である。

(今後の検討課題)

・現在提供以外の会議等の可視化についての検討。

・上記検討結果必要と判断される可視内容において地元ケーブルテレビの協力が見込めな

い場合、現庁舎においても比較的安価で出来る I T を利用した映像提供を検討。

- ・新庁舎における設備要望等についての必要性の整理。
- ・上記投資費用および運営費用の検討。
- ・ケーブル T V 未視聴地域の可視化の補完として、I T を利用した可視化の検討。

(3) 市議会ホームページについて。

(提言)

・議会側からの情報公開ツールとして、利用者にとって使いやすくかつ情報量豊富なホームページを構築すべきである。

・意見集約ツールとしての機能を構築する必要がある。

・動画配信等は費用対効果を考慮し、新庁舎における設置まで見送る。但し、今後の時代潮流を鑑み新庁舎にはインターネットを用いた動画配信等の運用が可能な機能を準備させるための要望をすべきである。

(議論の経過)

・早急に進めるには課題も多く現状の構築は難しいと言わざるを得ない。

・現在設置の市議会ホームページは下田市ホームページの構成のひとつに過ぎず、議会からの情報発信が極めて少ない。また受信においては皆無であり、双方向の環境にない。

・現在の運営は当局に委ねているが、本来は議会単独で運営する必要がある。

・現在設置されている P D F による議事録や表示内容では、今後サービスが義務化される予定の自動音声システム等には未対応である。

・興味を示す議案・問題において、その審議内容・経過・結果等が容易に検索可能とするなど、受信する側（市民）にとって利便性の高いホームページとする必要がある。

・先進自治体における動画配信等は、議会可視化にもつながり、また審議経過等を整理して発信できるため、有効である。意見要望等を調査集約する上（情報受信）非常に有効である。但し、技術的予算的制約に比べ、現在の下田市民の I T 利用率と比較した場合費用対効果は薄いものと判断する。

(今後の検討課題)

- ・発信する情報についての検討。
- ・受信方法の検討および受信した内容に関する取り扱い方法の検討。
- ・新庁舎における設備等要望についての必要性の整理。
- ・上記設備費用及び運営費用の検討。

- ・管理委託、レンタルサーバー等費用に関する検討。

(4) 議員研修会について。

(提言)

- ・議員の資質向上と政策立案及び市政の課題に対する専門的知識を身につけることにより議会活動の活性化と充実を図り、もって市政の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを趣旨とする研修会を定期的を開催することが必要である。

- ・下田市議会議員研修会実施要項(案)を作成したので、これにより実施したい。(別紙3参照)

(議論の経過)

- ・実施を義務化するとともに内容の質、予算の確保等を考えると条例化すべきではないか。
- ・条例ではなく議会報告会と同じく実施要綱で良いのではないか。
- ・議員の質の向上には定期的に行う事が必要である。
- ・法律的な知識、前提となる事実や学問的な見解等について議員が共通の認識をもっていないと議論がかみあわないので研修会は必要である。

- ・講演を聴くだけでなく、時には講師に対して質問や意見を述べることもある。また議員同士での議論ができるような研修会も実施するのが良い。

- ・市政のさまざまな課題に対して、問題点等について共通認識を持つ必要がある。

(5) 閉会中の議員活動について。

(提言)

- ・閉会中の委員会活動として、所管事務事項に対して積極的な調査活動を行っていくべきである。議案として出されたものを対症療法的に審議するのではなく、背景にある課題や現実を日常的な議員活動の中で把握していくことが必要である。また、調査とともに委員間の討議を行っていくことにより審議の質の向上が図られる。

閉会中の全員協議会を適宜開催し、全市的な課題については委員会の壁を越えて調査・議論を行っていくことにより、議会の活性化を図っていくことが重要である。

(議論の経過)

- ・行政が行っている事業について、閉会中に調査を行っていくことにより決算審査の充実や予算審査の質の向上が図られる。

- ・議会報告会、研修会も閉会中の議員活動になる。議案を受けての審査だけではなく、閉会中の調査活動により委員会の審査機能の強化を図ることはいいと思う。

・活動については、回数等を義務付けるなどなんらかの形で実施することを担保すべきではないか。

・委員同士で年に1回自由に話せる場があればよいのではないか。

・閉会中の議員活動を活発化することにより、審査の中身も変わるし一般質問の内容も変わっていくのではないか。

・現状では入り口と出口しかわからない。途中経過がわからないし、情報も不足している。委員会活動を活発化すれば、その辺も解決するし、委員間で意見の交換もできる。

(6) 議会だよりの問題点と改革について。

(提言)

・議会だよりは、議会中継で公開されている一般質問等の他、委員会等議会活動を市民に分かり易く理解していただくツールとして、重要な役割をはたすものである。

・発行および編集においては、アイデアを出し合いこれまで以上の情報発信を進めるべきである。

(議論の経過)

・多くの市民に読んでいただくためには、どのような内容にすべきか。

・構成をどのように工夫したらよいか。

・紙面のカラー化を考えたらどうか。

・議会の透明化をはかるツールの一つである。

・テーマや内容及び表記方法のカラー化等、中身については編集委員会で検討すべきである。

・改革委員会としては議会だよりのものが、必要か必要でないかを検討すべきである。

・市議会ホームページと同様に、ツールとしてどう使用し活用していくかについて考えるべきである。

(今後の検討課題)

・各議員の一般質問の表記、表現方法や内容について、どのように扱うのが課題である。

・固有名詞の扱いは、慎重にすべきである。

(7) 議員全員協議会・常任委員会における議員間討議について。

(提言)

・議会改革特別委員会の先進地視察を終えて、他市の議会の状況を参考にすると本市議会

は議員間での討議の場があまりにも少なく、意見の集約も行われていない現状から、全員協議会のあり方、常任委員会での協議会のあり方を再検討し、議員間討議を活発にしていけるべきである。

(議論の経過)

全員協議会における議員間討議について。

・従来の全員協議会は市長提案の案件について市長が招集し、当局から説明を受け、それに対して議員が質問をし、意見を述べる形であったが、このような従来のやり方に加え、その時の重要な案件について議長が招集し全員協議会を開催、その中で十分な議員間での討議をし、意見を出し合う。出来れば議会としての意見集約もしていく。

・今まで開かれてきた各派代表者会議での案件は、全員協議会を開催し、全員で意見を出し合い、その場で結論を出していく方が決定までの時間短縮が図れる事も多く、移行出来る内容については全員協議会で協議すべきである。ただし、各議員から出された意見書については、その場で結論を出すより検討する時間も必要であり、従来通り各派代表者会議で審議すべきである。

常任委員会における議員間討議について。

・従来の常任委員会では議案に対して当局の説明を求め、それに対して当局に質疑をし答弁を求め、結審において賛成・反対の意見は出すものの、その案件に対し議員間での十分な討議はほとんどなされて来ていない。現在のルールでも協議会に切り替えて討議する事は出来るため、ここで活発な意見を出し合う場にすべきである。

・協議会では議事録として残す事ができないため、委員会で行うべきとの意見も出されたが、現在のルールで出来る事から行い、委員会条例の改正など今後の検討課題とする。

次のページは、議会活動特別委員会の委員の名簿です。ここは省略いたします。

次に、別紙です。

別紙の1、議会改革特別委員会行政視察報告書、これについては9月の議会において議席配付しておりますので、省略したいと思います。

別紙2、下田市議会議会報告会実施要綱(案)。

(趣旨)

第1条 この要綱は、議会の活動状況等について市民への説明責任を果たすとともに、市民との意見交換を行うために実施する議会報告会(以下「報告会」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(実施地区及び回数)

第2条 報告会は、市内を6地区(朝日・旧町内・浜崎・白浜・稲生沢・稲梓)に分け、各地区で年1回以上開催する。

2 具体的な実施事項は、全員協議会で決定する。

(実施内容)

第3条 次の各号に掲げる事項の報告を行うものとする。

(1) 議会の活動状況。

(2) 予算・決算等の審議状況。

(3) その他重要と思われる事項。

2 内容等は全員協議会で決定する。

3 市民の自由な意見、要望、提言等を聞くものとする。

4 前3項の報告等を行う場合、議員は自己の意見を述べてはならない。ただし、個々の意見を求められた場合は、この限りではない。

(班編成及び構成)

第4条 報告会は、班単位で実施する。

2 班は7人で構成し、2班編成とする。

3 班の構成議員は、所属常任委員会、期数等を勘案し、全員協議会において決定する。

4 班に班長を置き、構成議員の互選により決定する。

(役割分担)

第5条 報告会における役割分担は下記とする。

(1) 班長 班を統括し、各班の協議において班を代表する。

(2) 司会 報告会の司会進行を行う。班長が兼務する。

(3) 受付・会場監理等 来場者の受付、案内、会場の監理を行う。

(4) 報告者 報告会で議会報告を行う。

(5) 答弁者 報告に対する質疑に議会としての答弁を行う。

(6) 記録者 報告会の記録を行う。

(報告会運営会議)

第6条 報告会の円滑な実施運営のため、報告会運営会議(以下「運営会議」という。)を設置する。

2 運営会議は、前条に定める班長、報告者並びに議長及び副議長により構成する。

(日程及び会場)

第7条 報告会の日程及び会場は、運営会議で決定する。

(記録)

第8条 報告会の記録は、記録者において別記様式による議会報告会実施報告書(以下「報告書」という。)に要点記録する。

(報告会次第)

第9条 報告会の次第は概ね次のとおりとし、会議時間は2時間をめどとする。
次第。

(1) 開会あいさつ

(2) 議会報告

(3) 質疑応答

(4) 意見・提言等

(5) 閉会あいさつ

(配布資料)

第10条 報告会で配布する資料は2班共通の資料とし、適宜準備するものとする。

(結果報告)

第11条 班長は、報告会終了後に結果報告を第8条に規定する報告書により全員協議会を経て議長に提出する。

2 前項の報告書のうち意見・要望等については、下田市ホームページ等に掲載する。

3 行政に対する要望・提言で重要なものは、全員協議会で協議のうえ、議長が市長に文書等で通知する。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則。

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。

次の議会報告実施報告書は、この様式についてはごらんになってください。省略いたします。

別紙3、下田市議会議員研修会実施要綱(案)。

(趣旨)

第1条 この要綱は、議員の資質向上と執行機関に対する監視機能の充実や政策立案能力

の強化を図り、もって市政の健全な発展と住民福祉の向上に寄与するため、議員研修会の開催及びその運営について重要な事項を定めるものである。

（研修の種類）

第2条 研修の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 当面の行政課題についての専門的研修。
- 二 条例の立案等、議員として必要な実務に関する専門的研修。

（研修会運営会議）

第3条 研修会の円滑な実施運営のため、研修会運営会議（以下「運営会議」という。）を設置する。

2 運営会議は各常任委員会よりそれぞれ2名選出し構成する。

3 運営会議は、研修会内容を決め議長に提案する。

（招集及び実施）

第4条 議員研修会は、議長がこれを招集する。

2 研修の実施は、議長が全員協議会に諮り決定する。

3 研修会は年1回以上開催する。

（研修への参加）

第5条 議員は、第2条に規定する研修に参加するよう努めなければならない。

（講師）

第6条 研修の講師は、議長がその都度依頼する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、議員研修会の運営について必要な事項は、議長が全員協議会に諮って決定する。

附則。

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。

以上です。

議長（大黒孝行君） ただいまの議会改革特別委員長の報告に対し、質疑を許します。

10番。

10番（田坂富代君） 委員の皆様、委員長、長きにわたり、本当にご苦労さまでありました。私も庁舎に来ているときには、よく行き合いまして、皆さん方が本当に活発にやってくださったのに感謝を申し上げます。

その中で2点ほど、ちょっと質問をさせていただきたいんですが、まずは議会だよりからです。この議会だよりの問題点と改革ということで提言をしてくださいました。まさにそのとおりでございますが、現実、私ども皆さんも一緒になって議会だよりをつくっているわけですけれども、大変な状況であるというのは委員長もご存じのとおりです。

もともと議会だよりというものがどういう経過でつくられたかというのは委員長もご承知のとおりと思いますが、ケーブルテレビ、その他メディアで、新聞等で私たちの一般質問は中継される。情報発信をされている。そして、重要な案件については当然、新聞は報道する。ニュースでも取り明けられるということなんですが、本会議において私たちがここで最終、この最終日に正か否かしか結局委員会のことが何もわからない状態、だから委員会で決まったことは大体本会議で変わることがないという中で、では市民の皆さんに委員会の中のことを知ってもらおうじゃないかと。それが情報公開という意味から始まったことであつたと思います。

先ほど情報公開のところもあつたのでお伺いするんですが、市民の皆さんにそれを知っていただくことの難しさということですね。委員会の審査というのは大変重要なことでありながら、専門用語が出てくる、そして数字的なものも多いということで、我々苦労して苦労して書いて、なかなか議会だよりを読んでもらえない。そういう中でこういう提言をされたんですが、そのあたりのことについて特別委員会内で何か参考になるお話があれば、あつたしたら教えていただきたいなと思います。それが1点。

もう1点ですね、これだけのことをやろうということになると一遍にはできません。ということで、できるところから少しずつやっっていこうじゃないかというスタンスでいると思います。というのは、予算が伴うということになりますから、そう簡単にはできないということですね。

もう1点、一番危惧しておりますのは、これを私たちがやろうとしたら議会事務局ですね。議会事務局が強化されないと、とてもできる代物ではないと思うんですね。議会事務局、今のスタッフでは、とてもとても私たちのこの議会を改革するためにやっっていこうというものは対応できないというふうに思うんですね。そのあたりのことをこの委員会内でお話が出たのかどうなのかということをお伺いしたいと思います。

議長（大黒孝行君） 委員長。

〔議会改革特別委員長 鈴木 敬君登壇〕

議会改革特別委員長（鈴木 敬君） まず第1点目の議会だよりについてですが、議会だよ

りについて、いろいろな意見も出ました。まず議会だよりがこれから先も必要なのかどうかという議論もありましたし、現実には抱えている問題、いろいろな問題、特に議会だよりの編集委員長のほうからは、いろいろな固有名詞の問題とか、いろいろな問題が出されまして、これから議会だよりを続けていけるのかなんていうふうな意見も出されたりしました。

でも、やはり一定の議会だよりも効果があるのではないかというふうに、特別委員会としてはそのような意見に集約されました。その中で、どうしたらよりこれまで以上に皆さんに読んでいただけるのか、先ほど田坂議員がおっしゃっていましたように、ただ数字的な結果をぼんぼん出すというだけでは読んでいただけませんので、そこら辺の工夫をどうするのかとか、あとは一般質問の表記の仕方等々について、一般質問は議会だよりで半分以上スペース割いてやるということは画期的なことだと思いますので、そこら辺のところ、いろいろなやり方で、まだこれからも、もっと読んでいただけることができるのではないかというふうなことで、それは編集委員会の中でいろいろと議論していただいてというふうな、委員会としてはそういうふうな形で意見がまとまっております。

議会事務局のことについては、スタッフが少ないとか多いとか、その能力とか等々に関しては特別委員会では特別議題にはなりません。議論には、なっていません。それは今後の課題であるのかなとは思いますが。

以上です。

議長（大黒孝行君） 10番。

10番（田坂富代君） 本当にご苦労さまとしか言いようがなく、事務局の問題に関しては、予算そのものは私たちが持っているわけじゃありませんから、どうにもならないというところもあるんですが、実際法制部が市そのものにも議会事務局が持っているわけではないので、法制部を。大きいところだと議会事務局で持っていたりするわけですね。私たちができないから、じゃ小さいところはどうかと言ったときに、例えば賀茂地域でお金を出し合って法制部をつくるとか、賀茂地域というんじゃなくて、ある程度の区域で幾つかの一部事務組合ではないんですが、そういった中でつくろう、つくったらいいんじゃないかという、そういう動きも出ているところもあるわけですね。

簡単にはできない中、皆さん大変お時間を割いてやってくださったことには感謝するとともに、また予算編成、大変厳しい中で、私たちも相当議会費というのは切り詰めて切り詰めてやっているわけです。その中でやろうとすると相当な無理も出てくるところもあって、このあたりはせつかく本会議で当局の皆さんも聞いてくださっているわけですから、一言言わ

せていただきたいなと思い、ちょっと質問という形でさせていただきましたが、少なくとも私たち予算がないという中で、ここまでやろうとするのは大変困難であると。しかも、住民の皆さんが求めているのは議会改革とおっしゃるだけけれども、それには、やはり予算が伴うということをよく理解していただかないと、私たちもなかなかできないなという中で、委員長ご苦労してまとめられたことに感謝を申し上げて質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（大黒孝行君） ほかに質疑はありませんか。

7番。

7番（沢登英信君） 報告ご苦労さまでした。

4ページの議会報告あるいは市民との意見交換会の設置ということでございますが、特に議会報告の実施要領を作成したので、これにより実施をしたいということで、ここに大きなポイントの1つがあろうかと思うんですが、議会として議案審議の経過や結果を市民にわかりやすく直接的に説明する場を設けるべきであると、こういう結論が先にあるわけでありませんが、この点、現状がどうなっていて、この実施要領を実施すると、どうこれが図られるのかと、その点について1点お尋ねをしたいと。

むしろ多くの人たちが議会に傍聴に来るというようなことが、やはり市民が大きく議会に関心を見せると、あるいは当局の提案について市民が直接議会に傍聴に来ると、こういう状況が過去の例でもあろうかと思うわけでありまして。やはりそういう市民の積極的な動きと議会への提言というようなことが必要ではないのかと。一方的に、この議会が市民にこういうことがあったよというものを知らせるんだと、こういう観点では何ら従来と変わらないと。こんなものをつくってもどんな意味があるのかと、こういうことが言われてこようかと思うわけです。

具体的にこの実施要領を見ますと、2班につくって6地区をやるということですから、年に1回以上、1班が3地区を受け持って議会報告するんだと。しかし、それも議会でどういう対立意見があったかということではなくて、議会としての仕割りの中での報告をするんだということになれば、結論のみを申し述べると、こういうことになりやすいと思うわけです。

どういう少数意見があり、意見の対立があって結果としてこうなったのかというようなことがなかなか市民に伝わりにくい。市民要望ということであれば、当局がそれぞれ住民懇談会を各地区で開いていると、こういう実態が一方であるわけです。こういうものと議会が開く市民要望を聞こうと、あるいは議会の審議内容を報告しようというものとの関連づけがど

うなるのかということは、議論をしなければならない課題ではなかったのかと。

そして、具体的には行政協力員といいますか、各区に区長さんがいて、区民の要望は区長さんが取りまとめて当局に提出をしてくと、こういう仕組みになっているわけですから、住民の要求を聞くというようなものと、再度またこの議会が住民の要望を聞くというのは、むしろ区長さんの要望書を当局から議会に提出していただければ、事が済むのではないのかと、こういうことにもなるのではないかと思うわけです。

ですから、そういう意味では、そこに検討すべき課題があるのではないかという皆さんのご指摘には同意をいたしますけれども、このやり方でいいのかという点については十分疑問があると。どんな意味合いがあるんだと、この報告会をして、そう思うわけです。といいますのは、自分のことで恐縮ですけれども、議会があれば、それはそれなりに自分の議会報告を毎回出しているわけです。そういう議会報告を出している議員も何人かいると、こういうことでございますので、やはりこの議会全体でということよりも、まずそういう意味では議員としての責務ですね、自分が議会でどういう発言をして、どういう答弁を当局から引き出したと、引き出さないと、こういうことが自分としては市政の問題だと思うと、こういうことをまず活発にすることではないかと僕は思うわけです。まさにこれでは形式の上に形式を重ねる改革案ではないかと。極端な否定論で恐縮でございますけれども、そんな感じもするわけでありませう。

具体的にこの議会報告を見ますと、予算と決算が恐らく中心ということにならざるを得ないと思うわけです。個々の突然持ち上がった市民の問題等についてということではなくて、市政全般ということになれば予算と決算だと、決算というのは、そういう意味では決算特別委員会をこのところ持って報告書をつくっているわけですね。それらをきっちり当局が受けとめて予算に反映されているかどうかというような点については、やはり市民にきっちりみんなで合意して、ここは合意してきたほうがいいという議会の総意がそこにまとめられているわけですので、そういうものの説明をするというのは意味はあろうかと思えますけれども、市民それぞれが議員に任せている。どこまで関心を示してくれるかと。どうわかりやすくするかという課題としては、そこにあろうかと思うんですが、自分の意見と質問をごっちゃにして言って恐縮でございますけれども、答弁できる範囲でご答弁いただきたいと思えます。

議長（大黒孝行君） 委員長。

〔議会改革特別委員長 鈴木 敬君登壇〕

議会改革特別委員長（鈴木 敬君） この特別委員会が一番大きなテーマというのは、去年

12月ですか、請願が出されました。そのときに参考人等々から出されたご意見の中で、「議員の姿が見えないよ」「議会は何やっているんだ」「議員は日常あるいは議会内でどんな活動しているんだというふうなのが見えてこないよ」というような意見が多くあったということが、今回の議会改革特別委員会の根底にはあります。

そのような中で、まず開かれた議会といいますか、市民により見てもらう、あるいはこちらからも市民により訴えていくというふうな場をつくっていくというふうなのが一番大きな目標でした。そのために議会中継と議会報告会というものが大きな実施課題というふうなことで、それで議会改革特別委員会として検討してきたわけです。先進地視察なども行いながら、それらの他市でどのように行われているかというようなことも参考にしながら出してきたわけです。

それで、報告会がそんなに効果がないんじゃないかというふうなことをおっしゃられましたが、やはり自分たちが生身で市民の前に行って、市民の生身の声も聞いて、その中でいる監修するということは非常に有効なことではないかというふうに思っております。これは、市は市長も市政懇話会等々もやっておりますが、市は市、議会は議会としてやっていくことにも意義はあるというふうにとらえております。

それで、あとはそういうふうなことを続けていく中から、市民にもより関心を持っていただき、また傍聴も来ていただくことも多くなってくるというふうに期待はしているわけです。そういうふうな形で、できるだけ議会側から情報発信して、できれば住民、市民とも直接的に話し合いをする場をどんどんつくっていくことによって、じゃ議会に行ってみようかとかいうふうな機会も増えてくるんじゃないかというふうなことを考えておりました。

それで、あとは……。すみません、あとどのようなことをお答えすればいいか、ちょっともう一度お願いします。

議長（大黒孝行君） 7番。

7番（沢登英信君） ちょっと質問がぼけて答えにくかったと思うんで、別の観点から質問したいと思いますが、既に南伊豆町でこの議会の報告会というのはやっておられるんじゃないかと思うんです。この共立湊病院の移転問題、ぜひこの南伊豆町に残しておいてほしい、こういう議論が議会の中であって、その報告会等兼ねたものについては大勢の人が集まったと、こういう報告を聞いております。

しかし、この日常の予算や決算の部分の報告会で人がいっぱい集まったと、期待して集まったというような報告は聞いておりません。具体的に何力所か調べて、これが必要だと、大

変うまく行っているというようなことをご提案いただいたんだろうと思うんですが、そういう事例がどこで、どういう課題であるのかと、あったのかという点を聞かせていただきたい。

むしろ南伊豆町の経験、それぞれの議員によって違うんでしょうけれども、自分の思っている部分のところは発言できませんし、議会だより等々で結論だけしか申し述べられないような形になっちゃうと、こういう意見のほうが多かったような気がするわけです。そのことが市民にとって、どれだけの関心と議会の活動を知らしめる効果があるのかと。事例を幾つも見てきたようでございますので、その事例をご紹介をいただいたらと思います。

それから、議会の中継についてであります。7ページのところに「生中継に関しては、発言内容に関する責任の所在が明確にならない限り取り組むにはデメリットが大きい」と、こういう記載がございますが、これは具体的にどういうことなのかお尋ねをしたいと思います。

議長（大黒孝行君） 委員長。

〔議会改革特別委員長 鈴木 敬君登壇〕

議会改革特別委員長（鈴木 敬君） 先進地の行政視察の報告書もこの中に、報告書の中に入れてありますが、7月に三島市、富士市、そして犬山市を視察してきました。それぞれの町が議会報告会あるいは議会中継等々を行っている、実施している町です。でも、それぞれやり方も少しずつ違っているし、実情も少しずつ違っております。

確かに議員もおっしゃるように、どれだけの効果があるかということに関しては、市の実情、規模から言ったらちょっと参加者も少ないのかなというふうなこともあります。しかし、それぞれやることによってメリットがあるというふうに議会側はとらえているようなことがあります。

一応予算・決算を重点的に、どちらにするのか、またそのときそのときに決めることではありますが、予算・決算を重点的に。また、その中において、例えば先ほどおっしゃった病院の問題だとか、下田市にとって、またもっとより喫緊の課題というふうなことがあれば、またそういうふうなことを課題にしながら議会報告会を開催するという事も考えられてはいます。

ただ、議会報告会を開催するということがかかなりのエネルギーが必要であるということを実感してきました。1回開催するだけでも半年前ぐらいから準備しているというような町が、富士でしたか三島でしたかちょっと忘れましたが、半年ぐらい前から準備しているというような実情もあります。そういう中で、しっかり議会の意見をまとめて市民にわかりやすく報

告していくということをやっていくということは、それなりに意味はあるものと思います。

犬山市の場合なんかですと、報告会というよりも意見交換会という形でやっていたんですが、その前に、そのときにタイムリーな議題で講演会みたいなやつをやって、その後、意見交換会を行ったというふうな形も行われています。

ですから、一応下田市の場合の報告会の実施要綱案はつくりましたが、これから皆さんももっともって議会の中でもいろいろ意見を言ってもらって、これをよりよいものにしていければいいのかなというふうに思っております。とにかくやってみて続けていくことが大事なのかなというふうに僕は思っております。

2点目は何でしたっけ。

〔何事か呼ぶ者あり〕

議会改革特別委員長（鈴木 敬君） 議会中継に関してですね。それで7ページですね。そうですね、特に議会だより等々についてもそうなんですが、議会として情報発信するときに、やはりどこまでその内容について責任持てるのかということで、特に固有名詞等々が出てきたときに、そこら辺どこまでそれが出ることができるのかどうなのかということについては一応検討し、議会としての合意を得なければならないのかなというふうな、そういうふうなことです。

いろいろな問題で、いろいろな個人あるいは企業、いろいろな問題が出てくると思いますが、そこら辺のところを、ばんと生身の形で出してもいいのかどうなのかということに関しては、いろいろ協議し、検討し、議会としての合意を得る必要があるのかなというふうな、それは議会だよりの中でも出てきていますし、今回の議会中継においても、やはり出てきております。特に議会中継なんかの場合ですと、その場で出たのがそのまま出ちゃうもので、議会だよりでしたら、ある程度チェックがききますが、議会中継の場合はそのまま出ちゃうということのおそれがありますので、そこら辺をどういうふうにチェックしていけるのかというふうなことについて、ちゃんとした議会内での合意が必要であるというふうな意味合いです。

議長（大黒孝行君） 7番。

7番（沢登英信君） よく意味がわかりませんが、私にとっては議会というのは公開で公に公開にしているわけですから、それがインターネットで流れたら加工して流そうなんというのは、何を考えているのかと。それこそ議会の非常識だと言わざるを得ないというぐあいに思うわけです。固有名詞を出すというのは、その出した議員の責任あるいは当局が出

せば当局の責任と、当然のことじゃないでしょうか。そういうきっちりした議論をぜひとも進めていただきたいと。何か議会の報告を加工して出そうなんていう姿勢こそ、むしろおかしいんじゃないかと私は思うわけでありませう。

それは意見ですから結構でございますけれども、それから議員間の討議ですね。議員間の、あるいは委員ごとの委員会での討議を、討論を、意思統一というんでしょうか、できる部分ではできるところまで討議を、意見の交換をすべきではないかというのはご指摘のとおりだと思いますが、これも具体的にどう進めるかという段になると、なかなか難しい問題があるかと思うわけですね。この点についても先進例等があればフォローとしてご紹介いただけたらと思います。

具体的に今やっている委員会での当然の賛成意見、反対意見、1人ずつやって終わりになっているというような委員会の状態ではないかと思うわけですね。まず今の制度の中で、委員が全員いれば、すべての委員が議案について賛成反対の自分の見解を明確に述べると、こういうやり方こそ、すぐにやるべきことではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（大黒孝行君） 委員長。

〔議会改革特別委員長 鈴木 敬君登壇〕

議会改革特別委員長（鈴木 敬君） 議員間討議については特に先進地視察、特に犬山市を視察したときに、犬山市ではその議員間討議というものをかなり重要視しておりまして、年間20回ぐらいで全員協議会等を開催し、その中で議員同士の意見交換、議論というふうなことを行っているというふうなことも聞きまして、それが全体の議会の内容の向上につながっていくんじゃないかというふうなことを強く感じまして、下田市においても、下田の議会においても沢登議員おっしゃるように、これまで議員同士が公の場で意見交換する、議論するという場が余りなかったもので、そういう場をもっと増やしていこうというふうな観点から、この議員間討議というものが出てきました。

ここにも書かれておりますが、要するに1点は議員が14名、大分少なくなっていますから、一々各派というんじゃないかと、14人全員が集まってやれば、議論していけば、いろいろな意見交換も1遍にできるんじゃないかというふうなことで、そういう意味で全員協議会という場をその議員間討議の大きな場に設定して、そこでいろいろな意見も出し合うというふうなことが必要なのではないかというふうなことが1点です。

それともう1点は、委員会審議の中でいろいろな意見が出たときに、採決の前だとか、いろいろな場合で協議会等々において委員会の中でもどんどん意見交換していく、議論してい

くというふうな場をどんどんつくったほうがいいのではないかとというふうなことです。

大きく分けて2点なんですが、とにかく今まで議会という場で公の場で意見を言い合うというふうなことが、ほとんど採決のときの賛成討論、反対討論だけで今まで終わってきたので、そこら辺で議員同士での議論という場が余りにもなかったなので、そういう場をつくっていかうというふうなことが提言の趣旨です。内容です。

議長（大黒孝行君） 質疑の途中ですが、ここで10分間休憩をいたします。

午前11時 1分休憩

午前11時11分再開

議長（大黒孝行君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

委員長、ご足労ですが、ご登壇をお願いします。

休憩前に引き続き質疑を続けます。

14番。

14番（大川敏雄君） この特別委員会の設置は、今、委員長が先ほど答弁の中で触れておりましたけれども、昨年12月議会で7,800名を超える市民の皆さん方から、議員の歳費あるいは定数を削減せよと、こういう請願の審議の結果、特別委員会というものが設置されたという、動機はそうだと思います。

そこで、この7つの検討のテーマについては、恐らく7人の委員の皆さん方がいろいろ意見交換しながら設定したと思います。そこで、過去この議会の改革の特別委員会の前に、いわゆるとりわけ議員の定数、身を切る課題として議員の定数というのは、いろいろ並行的に改革はこうすると、一方においては定数はどうするんだという議論がされてきたと思います。委員の中には新人の皆さん方で新しい目で議会の改革しようと、そういう視線の中で、この1年間大いに勉強して、いわゆる対応して委員会に参加した人もいると思います。

確認いたしますが、7人の委員から、ひとつこの1年間、議員定数を今の状態でいいのかどうかという一つの提案がなかったか、この点について確認したいと思います。

議長（大黒孝行君） 委員長。

〔議会改革特別委員長 鈴木 敬君登壇〕

議会改革特別委員長（鈴木 敬君） お答えを簡潔にすれば、なかったです。

補足して説明しますと、一応昨年12月の請願を十分議会としても、特に委員会に付託して参考人呼んでいろいろ審議したという結果の中から、特にその点については、もう既にあ

る程度の形が、今のその時点ではね。ちょうど去年12月に特別委員会も発足しましたので、その問題についてはある程度、議会としてのその時点での判断が出たということで、議会改革にはいろいろな要素があります。7つ今回挙げましたが、大川議員おっしゃる議員定数、報酬のこともありますが、ここに書かれた7つだけでも、まだまだ足りません。いろいろこれからやっていかなければならない。でも、余り手を広げても、議会改革特別委員会、収集つかないわけですから、一応開かれた議会というんですか、自分たちの議員活動を見てもらえる、議会がどういうふうな形でやっているのかを見てもらえる、そういうふうなところを主眼にして今回テーマを決めて、改革委員会で審議してきたというふうなわけです。

議長（大黒孝行君） 14番。

14番（大川敏雄君） 今、委員長が答弁しましたけれども、いわゆる多くの7,800名もの市民の皆さん方が議員定数の件について議会改革の特別委員会を1年もやると。こういうものについては大いに期待をしていたんだと思います。まことに残念です。

議長（大黒孝行君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） これをもって議会改革特別委員長に対する質疑を終わります。

これより本件に対する討論、採決を行います。

まず、特別委員長の報告に対する反対の意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。ただいまの特別委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議がありますので、本件は起立によって採決をいたします。

ただいまの特別委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大黒孝行君） 起立多数であります。

よって、下田市における議会改革の総合的な調査研究に関する事項については、特別委員長の報告どおり決することに決定をいたしました。

特別委員会委員の皆様には長い間大変ご苦労さまでございました。

委員長報告・質疑・討論・採決

議長（大黒孝行君） 次は、日程により、過日それぞれの常任委員会に付託をいたしました議第50号 下田市民文化会館指定管理者の指定について、議第51号 下田市民スポーツセンター指定管理者の指定について、議第52号 下田市高齢者生きがいプラザ指定管理者の指定について、議第53号 下田市都市公園指定管理者の指定について、議第54号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について、議第55号 下田市職員の再任用に関する条例の制定について、議第56号 下田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第57号 平成24年度下田市一般会計補正予算（第7号）、議第58号 平成24年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、議第59号 平成24年度下田市介護保険特別会計補正予算（第3号）、議第60号 平成24年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議第61号 平成24年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第3号）、議第62号 平成24年度下田市水道事業会計補正予算（第3号）、請願第1号 稲梓幼稚園の存続を求める請願、以上14件を一括議題といたします。

これより各常任委員長から所管の委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

まず、産業厚生常任委員長、岸山久志君の報告を求めます。

6番。

〔産業厚生常任委員長 岸山久志君登壇〕

産業厚生常任委員長（岸山久志君） 産業厚生常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告します。

記。

1. 議案の名称。

- 1) 議第53号 下田市都市公園指定管理者の指定について。
- 2) 議第57号 平成24年度下田市一般会計補正予算（第7号）（本委員会付託事項）。
- 3) 議第58号 平成24年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）。
- 4) 議第59号 平成24年度下田市介護保険特別会計補正予算（第3号）。
- 5) 議第60号 平成24年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。
- 6) 議第61号 平成24年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第3号）。

7) 議第62号 平成24年度下田市水道事業会計補正予算(第3号)。

2. 審査の経過。

12月11日の1日間、第2委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より土屋建設課長、大川環境対策課長、平山健康増進課長、山田産業振興課長、稲葉観光交流課長、平山上下水道課長の出席を求め、それぞれの意見を聴取の上、慎重に審査を行った。

なお、委員会での各委員会の委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由。

1) 議第53号 下田市都市公園指定管理者の指定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

2) 議第57号 平成24年度下田市一般会計補正予算(第7号)(本委員会付託事項)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

3) 議第58号 平成24年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

4) 議第59号 平成24年度下田市介護保険特別会計補正予算(第3号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

5) 議第60号 平成24年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

6) 議第61号 平成24年度下田市下水道事業特別会計補正予算(第3号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

7) 議第62号 平成24年度下田市水道事業会計補正予算(第3号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

以上です。

議長(大黒孝行君) ただいまの産業厚生常任委員長の報告に対し、質疑を許します。

〔発言する者なし〕

議長（大黒孝行君） これをもって産業厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、総務文教常任副委員長、竹内清二君の報告を求めます。

1 番。

〔総務文教常任副委員長 竹内清二君登壇〕

総務文教常任副委員長（竹内清二君） 総務文教常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告します。

記。

1 . 議案の名称。

1) 議第50号 下田市民文化会館指定管理者の指定について。

2) 議第51号 下田市民スポーツセンター指定管理者の指定について。

3) 議第52号 下田市高齢者生きがいプラザ指定管理者の指定について。

4) 議第54号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について。

5) 議第55号 下田市職員の再任用に関する条例の制定について。

6) 議第56号 下田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

7) 議第57号 平成24年度下田市一般会計補正予算（第7号）（本委員会付託事項）。

8) 議第58号 平成24年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）（人件費）。

9) 請願第1号 稲梓幼稚園の存続を求める請願。

2 . 審査の経過。

12月11日、12日の2日間、第1委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より、野田教育長、滝内企画財政課長、名高総務課長、前田税務課長、峯岸市民課長、原福祉事務所長、土屋施設整備室長、土屋学校教育課長、佐藤生涯学習課長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

また請願第1号の審査にあたっては市当局より、楠山市長、野田教育長、土屋学校教育課長、参考人として請願者より土屋 悠氏、佐々木夏希氏、土屋 唯氏の出席を求め、それぞれの意見を聴取の上、慎重に審査を行った。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由。

1) 議第50号 下田市民文化会館指定管理者の指定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

2) 議第51号 下田市民スポーツセンター指定管理者の指定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

3) 議第52号 下田市高齢者生きがいプラザ指定管理者の指定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

4) 議第54号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について。

決定、閉会中の継続審査申出。

5) 議第55号 下田市職員の再任用に関する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

6) 議第56号 下田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

7) 議第57号 平成24年度下田市一般会計補正予算(第7号)(本委員会付託事項)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

8) 議第58号 平成24年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)(人件費)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

9) 請願第1号 稲梓幼稚園の存続を求める請願。

決定、不採択。

理由、稲梓幼稚園を存続させることが、未就学教育の充実ならびに子育て環境の向上になるとは判断できないため。

なお、ここで請願第1号 稲梓幼稚園の存続を求める請願について、附帯意見を述べさせていただきます。

幼稚園、保育園の統廃合と認定こども園の設置はやむを得ないものであるが、その実施に当たっては地域住民の理解を得る必要がある。中でも、在園児及び未就園児を持つ保護者の不安、不満には耳を傾けるべき意見も多い。特に通園の方法、料金及び災害対策について、特段の配慮を当局に対し強く求めるものである。

続きまして、閉会中の継続審査申出書を読み上げます。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は審査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第101条の規定により申し出ます。

記。

1. 事件。

議第54号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について。

2. 理由。

下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定については、当局の説明、資料提出に不十分なものがあり、今後、他市町にて制定済みの条例及び運用実例等の調査や本市における条例化の必要性等さらに慎重な審査を行った上で結論を出すことが妥当であると判断したため。

以上でございます。

議長（大黒孝行君） ただいまの総務常任副委員長の報告に対し、質疑を許します。

11番。

11番（土屋 忍君） それでは、私からちょっと2点ほど質問させてもらいたいですけれども、まず初めに議第54号の決定についてなんですけれども、今、閉会中の継続審査の申出書が出ているような内容で引き続き審査を行うということだと思ってしまうんですけれども、私、本会議のときにいろいろ質疑させてもらいまして、今回条例をこういうふうに出す理由の中で、特別早急にこれを下田市に当てはめるものではないというような質疑というか、答弁などがあったわけなんですけれども、当然委員会では、それについて、もっと具体的に時間をかけて審査をされていると思うんですよ。当局からも、いろいろな具体的な内容だとか他市町の状況も当然聞いた中で委員会が審査されていると私は思ったんですけれども、これを見ますと、そういう具体的なというんですか、当局から何も出なかったのか。だから、こうい

うふうにもっと細かく委員会として、当局から出ないから委員会として、もっと詳しく調べるんだというふうに私とったんですけれども、そういうことなのか。まだ不足するものというのは、具体的に言うとどんなことがあるのかというのをちょっと説明をいただきたいなと思います。

それからもう1個、稲梓幼稚園の請願についてでございます。

私も稲梓の人間なものですから、この請願を審議する日に、ちょうど我々の委員会はたまたま予備日ということだったものですから、勇んで、この稲梓から傍聴させてもらおうということに出てきたわけなんですけれども、これが非公開だよということで驚いたわけなんですけれども、本来この請願者というのは、いろいろな議員に我々の主張を聞いてもらいたんだというので、傍聴者を拒むなんていうことは本来はないわけだと思うんですけれども、なぜ非公開にしたのかという、請願者の要望でやったと思うんですけれども、それをもうちょっと、どういうことだからやむを得ず非公開にしたんだよというものがあつたら、ちょっと聞かせていただきたいというのが1点。

それから、当然非公開なものですから、我々も内容を知ることができなかったわけなんですけれども、お母さん方からどのような話が出たのかということでございます。それで、内容的には、例えば請願文にもありましたように未就学園児の保護者にしっかりと説明がないというくだりがありましたですね。それが教育委員会として、そういうことを一切やっていないのかどうなのか、事実なのかということと、それじゃ、もしそれが地元説明が不十分であるとしたら今後教育委員会としてどうするのか。委員会の中でそういう審議があつたのか。説明会をじゃまたやるよとか、いや、もうやらないよとか、そういう内容があつたのかどうなのかというのが1点と、どのような問題点がお母さん方から指摘されたのか、具体的にこれとこれとこれというのがありましたら、もうちょっと我々にわかりやすく説明をいただければありがたいと思います。

最終的にお母さん方は理解をされたのか、怒って帰ったのかというのは極端ですけれども、理解があつたのかどうなのかということについても、我々資料を読むことができないものですから、その辺と、それから認定こども園の建設、既に始まるわけなんですけれども、これについて稲梓のお母さん方どのように考えているのか。とんでもないと、各地域の園を耐震化させるべきであるという文言もあつたわけなんですけれども、その辺のことについてお話の内容を聞かせていただければと思います。

以上です。

議長（大黒孝行君） 副委員長。

〔総務文教常任副委員長 竹内清二君登壇〕

総務文教常任副委員長（竹内清二君） ありがとうございます。

まず、議第54号の下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてのご質問でございますが、まず本議会で質疑して、早急な条例化が必要ないのではないかという中で、その後、私どもの委員会の中でも同じような質問をさせていただきました。委員会の中に対する当局からの答弁につきましては、この今回の条例の中でのケースというものが2つに分かれています。それが特別職で専門的な知識を要する場合と、あとは教育的な指導として指導者としてのケースに分かれるという、条例文でいうと2条の1項、2項という形で分かれるという形なんですけれども、その中で2条の場合、今までもケースワーカーという採用という例がありまして、その部分についての実例といいますか、今回の条例制定についての説明がございました。

なお、今後の見通し等についても、これは市長からの本会議の答弁でもございましたが、IT化に関する専門職の登用あるいは防災関係ですとか、そういったことも出されました。なぜに委員会として不足して、もちろん説明はしているんですけども、それに対して何が継続審査のきっかけになったかといいますと、本会議で2市が制定済みという回答がありましたが、委員会内においてそれが訂正されまして、7市において制定済みという答弁がございました。

なお、その2市のうち、最初答弁あった2市のうち1市は間違いであったと。要するに答弁自体にも不備がある。当然その7市まで制定しているということになれば、その7市の実例であったり、条文であったり、運用規定等も我々知りたい。そういった中で時間的制約の中で今後も審査し、慎重な協議を行った上で、この我が市においての条例化が是か非か、あるいはその条文がどういった形がこの当市において望ましいかというところを今後も引き続き調査をしたいという旨、今回の閉会中の継続審査という形といたしました。

続きまして、請願第1号の件でございます。

まず、なぜ非公開でさせていただいたかといいますと、まずもって今回のこの請願に対する参考人からの意見聴取の席において、今までの慣例ですと、他の委員会、議員の皆様傍聴をいただきながらやる形で進めさせていただきましたが、今回参考人のご意向をお伺いして、どのような形で、まず会を進めていったら彼女たちの思いあるいは請願に、俗に言う行間に詰める思いといいますか、請願の本質というものを述べていただけるか、その環境とい

うものはどういった形なのかということをお話しさせていただきましたところ、やはりまず場になれていないと。どのような会議になるかもわからない。その中で余り大勢の中でしゃべりたくないということがありました。

よって、少人数、最少の人数の中でしゃべりたい。傍聴人はできれば退席いただきたいというご希望がございまして、その意見を尊重し、今回のような委員会を開催させていただきました。傍聴のために来ていただきました産業厚生委員会の議員の皆様におかれましては、ご足労いただきながらも、あのような形でご退席いただきましたこと、まことにおわびいたしますとともに、それに対してご協力いただきましたことを感謝申し上げます。

続きまして、未就学児の説明についてですが、委員会の中で当局に説明を求めたところ、過去に未就学児の説明会については、子育て支援センターで過去に1回だけ行ったという答弁をいただきました。やはりこれでは地域の説明会、もちろん地域での行政説明会等においても、そういった場所を設けたんですが、未就園児の保護者の皆様には、なかなか行き届かなかった、行き届く機会を設けることができなかったという答弁をいただいております。

そして、今回、保護者の参考人の皆様からどういう意見をいただいたかというご質問でございますが、今回先ほど言いましたとおり、皆様の傍聴も非公開という形で、ざっくばらんな環境の中で、さまざまな意見をいただいております。

例えば今の環境、メリットですね、稲梓幼稚園という小さなカテゴリーの幼稚園を運営、そこに子供を預ける中でのメリットといたしましては、子供を迎えに行った際、先生方からその子供の様子、1日の環境であったり、体調の変化であったり、そういったことを事細かく聞く機会が今の現状ではあると。大きなカテゴリーのこども園となった場合に、そこまできめ細やかな教育、先生方の保護者に対してのアプローチというものがそういった形でなされるかどうかの不安があるということでございました。

また、さらにその件で申し上げますと、バス通園になるということになると、さらに先生方とのコミュニケーションも、とりづらくなるおそれもあるということもおっしゃってございました。また、バス通園となりますと、一番遠い八木山のお母様がいらっしゃったんですけども、八木山からですとおおよそ1時間弱のバスの中で、ずっと子供たちはバスに乗っていかなければいけない。その中で、例えば用を足したい、そういったことに対する対応ですね、こういうものができるのかどうか不安である。あるいは本会議でもおっしゃってございましたとおり、防災について通園時の子供の安全確保はどうなっているのか。あるいは引き渡しまで子供は非常に不安になる。もちろん保護者も顔を見るまで、ずっと不安である。すぐ

近く環境にある中では、やはりすぐ渡せられる環境にあるが、こども園に行くことによって、その時間があいてしまうことが非常に不安であるという、防災・災害時における不安要素というものがあるとお伺いしております。

また、先ほど来ありましたバスの関係についてですが、現在送迎バスにつきましては1人4,000円、これ本会議のほうでもご説明いただきましたが、負担ということで計画しているということも保護者の皆様ご承知しておりました。ただし、やはり例えば子供が2人の場合は8,000円になる。そういった負担がもうちょっと軽減できないか、できれば無償化してほしいという意見もいただいております。

また、これから子供たち、こども園の開園に当たり、入学希望者の選定順位について、徒歩圏内で通える子供とバス通学でしか通えない子供、ここのすみ分けをしっかりとさせていただけるのかどうか。優先順位として、できればバス通園しかできない子供たちを優先的に入園できる環境を整えていただきたいというご意向もいただきました。

おおよそ保護者の皆様が抱えている不安要素といえますか、今の懸念事項ですね。今回の請願を出した要素というものが災害時の安全確保、あと送迎時の金銭的も含めた、時間的も含めた保護者に対する負担、そして地域コミュニティーの崩壊といえますか、減少ですね、そこは希薄になるのではなかろうかと、この3点がやはり大きな不安要素ということでお伺いいたしました。

その不安を取り払うべく、委員会といたしましては参考人に対して質問あるいは今までの経緯も含めてご説明もさせていただきました。当然、前日いただいた当局からの回答も含めて説明もさせていただきます、多少なりともお母さま方の不安は払拭できたものと考えており、お母さま方が考えられるこども園の建設に対する是非については、当初からこども園の建設、運営については反対するものではないと。これはぜひやっていただきたい。ですが、小さなカテゴリーにおける稲梓幼稚園等の建設も改めて考え直していただきたいという意見でございます、こども園の我々が第4次総合計画からずっと計画しております未就学児教育の拡充であったり、我々の目標の部分については十分理解はされておりました。

議長（大黒孝行君） 11番。

11番（土屋 忍君） 初めのほうの条例の継続につきましては、内容が不十分と。さらに求めた当局の説明も不十分、理解できないと。まだまだ理解できないということなもので、委員会の中で継続してやっていくという答弁だったわけですがけれども、これ最終的に結論というのは、次回までに出す予定でいるのかどうなのかということをお願いします。

それから、幼稚園の請願につきましては、最終的にどのような形で帰られたのかというのを聞きたいんですけれども、ただ聞いて、そのまま帰ったのか、ある程度委員会の皆さんのそういうことに理解ができたのか。けんか別れしたということはないんでしょうけれども、その辺のニュアンスといたらちょっとあれですけれども、その辺だけちょっとお話をいただければ、大体そのほかのことについては理解ができました。

それで、今後、委員会として何かやるのかどうなのか。その辺まで、これでもう終わりなのかということも、何かあったらちょっと聞かせていただきたいんですけれども。

議長（大黒孝行君） 副委員長。

〔総務文教常任副委員長 竹内清二君登壇〕

総務文教常任副委員長（竹内清二君） ありがとうございます。大変失礼しました。質問に対する回答漏れがございました。

まず議第54号の件ですが、これは次回3月定例会までに結論を出し、継続して審査を行っていくということをお願いいたします。

また、請願のお母さま方、参考人のお三方の委員会閉会後の雰囲気といいますか、お母さま方におかれましては言いたいことも言えた、そして我々のこども園に対する思い、あるいは当局が目指すこども園の運用等も、あるいは今後の運用規程を細かく皆さんの意見を聞きながら決めていきたいという教育委員会の教育長からもお話がございました。この意見についても、非常に我々の意見もどんどん入れて、そのあたりはつくっていきたいという参加する意識ですね。そういったものは十分芽生え、お母様方々も今回の参考人の招致及び意見を述べる場所ができたということについて、非常に満足して帰られたんでなかろうかなと考えております。

先ほども述べましたとおり、お母さま方々も諸問題を非常に抱えており、今回のお三方から出た意見以外にも、さまざまな未就学児の保護者の皆様ですとか、地域の就学児の保護者の方々からも、細かい点で不満や不安あるいは要望等もあるということをお伺いいたしました。委員会といたしましては、もちろん今回のこの請願に対しては不採択という形とさせていただきますが、この皆様の声というものは十分教育委員会の今後つくる運用規程等にも反映させなければいけないと考えております。当委員会、総務文教常任委員会の閉会中の委員会活動という中で、先ほども鈴木 敬議員の改革委員会からの要望でございますが、閉会中の活動という中で、しっかりと稲梓の保護者の皆様の要望等に耳を傾ける機会を、席を設けるつもりでございます。

引き続き皆様の、もちろん忍議員は地元出身の議員でございますので、できるだけ多くの保護者の皆様、対象とされる市民の皆様の声の聴取にご協力いただきますようお願いいたします。

また、当局の皆様におかれましても、そういった意見を我々も十分聞き、それをしっかり伝えるパイプ役として働く所存でございますので、そういった意見を十分考慮した中での運用規程を今後考えていっていただきたいなと考えております。

以上です。

議長（大黒孝行君） ほかにございませんか。

7番。

7番（沢登英信君） 議第54号について継続審議されましたことについてお尋ねをしたいと思えます。

この下田市の一般職の任期付採用に関する条例につきましては、私はこれは当然否決をすべきものであると考えるわけであります。資料提出に不十分なものがあるということであれば、それは審議に耐えないわけですから否決以外ないと。そうであれば、逆に継続にすることは、委員会としてこれを可決する、検討する条項があるんだと、こういう結論を出したからということにならざるを得ないと思うわけです。

それで、この案文を見ますと、当局の説明も当面使う予定はないと。必要のないものをなぜ出すのかと、こういうことが第1点であります。必要のないものをなぜこの継続審議しなければならないのかと、無駄な仕事を何で委員会はやるんだと、こういうことに当然なると思うわけです。

しかも、これの持っている内容は「任命権者は、高度の専門的な」というようなくくりはございますが、短期採用をできると。あるいは参事や課長職にまで専門的な職として一定の期間やることができる。既に学校の校長を民間の人たちを導入をするというような仕組みができ上がっていかうかとおもうわけです。そういうものにつながる内容を持っているこの条例は、当然これ否決すべきだと。にもかかわらず、そういう指摘が、大川議員自身がこの問題を質問していながら、その委員会の中でなぜ継続という形になったのか。継続であれば当然13日は休会にするのではなくて、議会自らがその調書を取り調べると、取り寄せると、そういう努力をすべきではなかったのかというぐあいに思うわけです。

次に、請願第1号 稲梓幼稚園の存続を求める請願についてお尋ねいたしますが、その理由は「稲梓幼稚園を存続させることが、未就学教育の充実ならびに子育て環境の向上になる

とは判断できない」と。とんでもない理由をつけている、僕に言わせれば。どうして子育て環境の向上にならないんだと、その理由を1点お尋ねをしたい。

そして、むしろ認定こども園に来ることが子育て環境の向上どころか、破壊になっているんじゃないかという実態があると思います。委員長自身も、八木山から来るお子さんは1時間近くもバスに揺られてこの認定こども園まで来なければならんと。3歳から5歳の小さい子が親元を外れて、先生の手からも外れて1時間もバスに揺られて、往復2時間も揺られて行かなければならない。こんな状況がどうして子育て環境の向上になるんですか。とんでもない認識じゃないですか、委員会の結論は。

しかも、この実態を見ましても、20人の稲梓の在住のお子さんとは稲生沢の子供が3人この稲梓幼稚園に通園をしていると。まさに稲生沢のお母さん方にとっても、稲梓幼稚園は必要な園だと、大変教育環境のよしい園だと、こういう判断がなければ、稲生沢地区に幼稚園や保育園があるのに、どうして稲梓幼稚園に通わせているのか。田んぼや畑や、そういう大変環境のよいところで、地域の人たちとコミュニケーションをとりながら子育てができてこの環境が、認定こども園のほうがいいわけではないでしょう。

認定こども園に集中するのは、子供の数が少なくなるから少子化の中で人件費を削減するために、あるいは各園の老朽化した施設を建てかえるのには金がかかるから、1カ所に集めるんだ、こういう理由以外どこに向上させるなんていう理由があるんですか。その点を明らかにしていただきたい。まさに白を黒と言うような議論を委員会でされているんじゃないか、こう思うわけです。

そして、お母さん方に聞きましたところ、委員会として園に出向いて父兄のご意見を聞きますよと、こういう返事をされたというわけではありますが、子育て環境の向上にならないという判断をしている皆さんが、なぜ園に出向いて父兄のご意見を聞くんだと、この請願の意見を聞かない人たちが、なぜお母さんの意見をどういう観点で聞こうというのか、こう思うわけです。

それから、恐らくこれ私の推測でありますけれども、こういう状態では認定こども園の幼稚園に通園させようという子やお母さんは残念ながらいなくなってしまうんじゃないかと、稲梓地区の人にとっては幼稚園がないという状態になるんじゃないかと思えます。

今でさえ稲梓地区の人たちは幼稚園には行っておりません。稲生沢保育園とか大賀茂保育園に1人行っているようですが、そういう形態になっていようかと思うわけです。まさに稲梓地区から幼児教育を奪い去ってしまうという結果が明らかに見えていようかと思えます。

そして、さらに3名のお母さん方のこの参考意見を聞いてくださって、それはありがたい措置をしていただいたと思いますが、紹介議員であるとか稲梓地区の議員の皆さんほか4名が傍聴をしたい、こういう経過であったわけであります。まさに請願がどういうものであるのかということをお母さん方にお知らせするのが委員長や委員会の皆さんの責任ではないかと思うんです。それを非公開でやりますか、公開でやりますかみたいな誘導をして進めたというような嫌いがある、疑いがあるんじゃないかと僕は思うわけです。どういう形で3人のお母さん方の意見を聞く、そして非公開にしたのか。議員の資質としても請願の審議を、しかも議員を排除すると。こんな運営というのは、ぜひ改めていただきたい。とんでもない運営だと言わざるを得ないと思いますが、いかがでしょうか。

議長（大黒孝行君） 質問の途中ですが、ここで休憩をしてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） では、午後1時5分まで休憩といたします。

副委員長、ご苦労さまです。お帰りください。

午後 0時 2分休憩

午後 1時 5分再開

議長（大黒孝行君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

総務副委員長のご登壇をお願いいたします。

休憩前に引き続き質疑を行います。

副委員長の説明を求めます。

副委員長。

〔総務文教常任副委員長 竹内清二君登壇〕

総務文教常任副委員長（竹内清二君） 沢登議員から賜りました質問にお答えさせていただきます。

まず、議第54号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についての質問でございます。

資料の不備によって継続審査ということがおかしい、否決すべきであるというご意見を賜りました。今回、委員会といたしましては、本会議と異なる委員会の資料、提出の資料ということで、その部分につきましては注意を促しましたが、委員会に提出されました資料及び説明については、おおよそ納得いくものと判断いたしております。その中で先ほど述べま

したとおり今後調査しなければならない部分、あるいは精査しなければいけない条例等の調整等もかんがみ、今回閉会中の継続審査という形に結論づけさせていただきました。

続きまして、請願第1号に関するご意見でございます。

まず、未就学児の教育の充実並びに子育て環境の向上になると判断できないという今回の請願の結論づけに対して、幼稚園の存続が稲梓地域の幼児教育等に寄与すべきものであるというご意見を賜りました。1件1件、例えばバスに1時間乗ることに対しての質疑等に対して意見等もいただきましたが、これについても我々として、今までの事例ですね、実際通園バスを運営している保育園等の事例等も紹介しながらお母さま方々に説明し、またあるいはそういった要望に対し、不安のないような形で今後、当局側に改善といえますか、今後の細かな運用規程等を改善するようにしていくよう働きかけるという形でお母さま方に説明をさせていただき、お母さま方も納得をいただいたと考えております。

また、今回不採択にしたにもかかわらず、意見を聞きに行くことに対しての矛盾といえますか、おかしいんじゃないかというご意見も賜りました。ただし、ここにつきましては先ほども答弁いたしましたとおり、今後の運用規程はお母さま方々と一緒につくっていくという当局の答弁もございますし、また今、今回の請願によって明らかとなったお母さま方々の不安、不満についても、今後一層解決しなければいけない。それには、やはり議員として、議会として何らかのアプローチをかけていかなければならないんじゃないかと考えまして、委員会といたしまして対象となる地域の皆様方へ説明会あるいは意見聴取等の場を設けたいという考えに至っております。

また、今回の委員会の運営に関するご意見でございます。これにつきましては先ほども土屋 忍議員からの質問にもお答えしたとおり、請願というルールがお母さま方々に理解されていなかった。この現状の中で、どうやってお母さま方々のご意見や話しやすい環境というものを整えていったらいいか。これを熟慮した結果、お母さま方の意見を尊重し、参考人が言いやすい環境を整えたいという委員会の総意として、今回このような形で運営させていただきました。ご理解くださいませ。

以上です。

議長（大黒孝行君） 7番。

7番（沢登英信君） 質問に答えていただきたいと。説明を受けているんじゃないかと、質問されたことにまず答えていただきたいと思うわけです。

54号につきましては、調査検討は必要だという理由で継続審議だというんですから、どう

いう調査をやるのかという質問をしているわけですよ。

そして、他市の状況を見るんだと、こういうことも言われていますけれども、3月議会までには結論を出すということになれば、他市の実例が、この3カ月足らずの間に他市の状況が変わってくるなんて事態というのは想定できないでしょう。とすれば、これはきっちり否決をして、必要であれば再度当局に出してもらおうと、こういう態度をとるべきではないかというのが、ここのところは僕の意見ですけれども、調査が必要だと言うなら、どんな調査が必要だという結論を委員会に出したのかを明らかにしていただきたい。

それから、少なくとも不採択のこの意見、「稲梓幼稚園を存続させることが、未就学教育の充実ならびに子育て環境の向上になるとは判断できない」、この理由とは何かと聞いているんですよ。1時間もかかって大変じゃないかと僕は言っているのに対して、その1時間はかかるかもしれないけれども、心配ないようにするよということは、質問に答えているということにはならないでしょう、それは。事後の策としてこういうことをやりますというだけじゃないんですか。そうだとすれば、当然稲梓幼稚園を存続させることのほうがベターであるけれども、ほかの理由でこうせざるを得ないということでしょう、内容は。どういう審議で、こういうことになったのか。認定こども園に行くことが子育て環境の向上になるんだと言うなら、こういうことが向上になるんだと、存続しては、こういうことが向上になりませんよと、こういう論理の整理をしなければ議論にならないでしょう。そういうことを言っているんです。

議長（大黒孝行君） 副委員長。

〔総務文教常任副委員長 竹内清二君登壇〕

総務文教常任副委員長（竹内清二君） ありがとうございます。

まず、議第54号の継続審査の内容については、先ほど答弁いたしましたとおり他市町の条例文の、あるいは運用の実例等も調査することでございます。

続きまして、請願の中での未就学教育の充実あるいは子育て環境の向上という部分につきましては、当局にも説明をいただいております。幼保の一元化の関係でございますが、今まで幼稚園、保育園それぞれの時間帯あるいは教育方針等で運営していた中、それぞれのいいところ、同じサービスが共有できる、両方のよい点をかんがみ、幼保の共通したメリットを生かした認定こども園を作成する。あるいは3歳、5歳児の就学児教育というものにどうしてもやはり保育園と幼稚園では格差が生まれてしまう。その部分を是正するためにも今回必要であるという理由から、幼保の一元、認定こども園の設立については、おおむね賛同

した次第でございます。

そのほかは、特に今回の認定こども園の是非についての議論は委員会としてはいたしてございません。

以上です。

議長（大黒孝行君） 7番。

7番（沢登英信君） 質問しても答弁が返ってこないようですから、意見を申し述べて終わりにしたいと思いますが、調査をしてみると言っても、何の調査をするのかと、返事が返ってないと。実例を見るんだと言っても、実例を見るような状況というのはいないわけです。実例を本当に見るんなら、1日余っているんですから何で委員会として調査しないんだと、こういう批判に委員会は耐えられないじゃないかと僕は思います。何を審議してきたんだと。意見として、そういう気持ちだということを申し述べたいと思います。

それから、「地域の子供は地域で育てる」というこの教育理念を投げ捨てて、幼稚園、保育園の建てかえができないから、人件費を削減するために、それが中心的な理由で認定こども園建設に至っているのは状況は明らかでしょう、この経過を見れば。幼稚園、保育園の差を縮めると言うなら、何でそれぞれ幼稚園、保育園があるんですか。それはそのままでしょう、状態は。認定こども園は1カ所しかない。しかも、認定こども園の運営も、幼稚園は幼稚園、保育園は保育園、一定の共通の時間帯のみ共通のカリキュラムを使うという仕組みになっているだけじゃないですか、状態は。それを未就学教育の充実並びに子育て環境の向上になるなんて、とんでもない判断を委員会はされていると僕は思うわけです。「三つ子の魂百まで」と言われるこの3歳児、5歳児の教育をないがしろにする案に手を貸しているということではないですか。私はそう思います。

以上で終わります。

議長（大黒孝行君） 意見でよろしいですか。

7番（沢登英信君） はい。

議長（大黒孝行君） ほかに質疑はございませんか。

6番。

6番（岸山久志君） ちょっと説明をお願いしたいと思うんですけども、指定管理者の選定のことなんですけど、市民文化会館、資料が後出だったんで申しわけありませんが、市民文化会館の今後の計画の平成25年度におきまして前年対比が95.8%と。指定管理料下がれば下がったほどいいんですけど、急激な下落になっていますが、その原因というか、根拠というか、

それを教えていただきたいと思います。

そして、請願についてですが、提出者が未公開にしろと、大勢の前で話したくないと、そのような要望があって非公開にしたということですが、お母さん方の気持ちもわかります。どうも思うに、逆にお母様方は請願ということではなく、普通の要望、陳情という形で出したかったのではないか、そのような形に思います。どうもお母さん方の純粋な気持ちを請願という形に誘導されたというような疑惑を感じますので、その辺お母様方はどのような形で話していたかも委員会の中でわかりましたらお答えをお願いします。

議長（大黒孝行君） 副委員長。

〔総務文教常任副委員長 竹内清二君登壇〕

総務文教常任副委員長（竹内清二君） ありがとうございます。

まず、1点目の指定管理者に関する文化会館の予算の変動等については、大変申しわけございません。委員会では特に質問はございませんでしたし、もちろん答弁も承ってございません。

次の請願に関する説明等については、お母様方からも委員会の中で議員からの一定のルール等説明ありましたかということで聞いたところ、全くなかったということで、お母さま方も非常に今回のことについては困惑しているということで承っています。

以上です。

議長（大黒孝行君） いいですか。

ほかにございませんか。

5番。

5番（鈴木 敬君） すみません、議第55号についてお聞きします。

まず1点目は、この時期に議第54号、55号、56号と市の職員の身分とか待遇に関する議案がまとめて上程されたんですが、そこら辺については、なぜ今のこの時期なのかというふうなことについての当局側からの説明はどのようにありましたか。

確かに平成13年頃ですか、もう上級法である地方公務員法の改定等々があって、それを今まで下田市はやってこなかっただけだというふうなこと、そのような当局の説明もあったかと思いますが、今までやってこなかったものを今の時点でやるということについての合理的な理由、そのようなものがもしあったなら、そこら辺のところについての委員会での審議、どのようなものがあったのかというふうなことをまず教えていただきたい。

2点目は、定年退職あるいは定年前でも退職した職員をもう一度再任用するという議案な

んですが、現状として退職した職員たちは市内のさまざまな場所で、いろいろな活躍をされていると思います。特に今、振興公社あるいは社会福祉協議会みたいな公共的な施設、公共的な組織でいろいろな重責を担っておるとか、あるいは県の総合庁舎で県の仕事のお手伝いをしている。あるいは地域においても区長さんだとか民生委員だとか、いろいろな形で活躍されております。その上に、そのような状況の中で、なおかつ退職された職員が、さらに下田市の市役所にとっても必要だと。もう何年か下田市の市役所で働いてもらいたいというふうなことであるならば、あるいは臨時だとか嘱託だとかという形ではだめなのかどうか、そこら辺についての審議はどうだったのかというふうなことをお聞かせください。

そして、定年退職あるいはその前で退職した方々、高齢の方々がまたある程度、5年間で、65までの間ですか、さらに市の職員として任用されるということが、市の職員の新規採用という面についてどのような影響を及ぼすのか。若い人たちの新規採用の枠を狭めるようなことにはならないのかどうか。そこら辺について、どのような審議がなされたのかをお聞かせください。

とにかく今、下田市の状況、危機的な状況にあるというふうに私は認識しております。事業所が年間、この間の税務課長のお話だと21以上、何だかんだ手続もされていない、登記もされていないような、そのようなのも含めると30以上の事業所が倒産あるいは廃業されている。当然そこで雇用の場がなくなっている。特に若い人たちの働き場所がどんどんなくなっていくというふうな今危機的な状況にあります。そのような中で、この議第55号という条例が上程されるというふうなことの持つ意味、それを市民がどのようにとらえるのかというふうなそのようなことについて、そのような意見とか、そういうものはありましたかどうか。それについてもお聞かせください。

以上です。

議長（大黒孝行君） 副委員長。

〔総務文教常任副委員長 竹内清二君登壇〕

総務文教常任副委員長（竹内清二君） ありがとうございます。

議第55号 再任用に関する条例の制定についてのご質問でございます。なぜこの時期であったかというご質問に関しましては、55号に関してはその質問についてはございませんでした。

必要であるのであれば、嘱託等もかんがみて、今の現状の制度でやればいいんじゃないかというご意見でございます。これにつきましては、定年の条例第5条、現状運用されてお

まず定年に関する条例第5条の中の規定の中に雇用の延長の項目がございまして、その部分に関しての、その延長ではなぜだめなのかという質問がございました。これに関しては先ほど言いましたとおり、上級法に関する関係もございまして、早期退職優遇制度に関する諸問題等もあり、独立させなければならない事項等があるという回答をいただいております。

また、3番目のご質問にございました若い世代等の採用につきましての質疑等についても、委員会での質疑等に関してはございませんでした。

議長（大黒孝行君） 発言はないですか。

5番。

5番（鈴木 敬君） お答えをいただきましたが、ちょっと期待していたようなお答えがなく、ちょっとがっかりしております。というのは、要するになぜ今の時期でこの議案が提出されたのかという意味については、ほとんど委員会においては、そういうふうな意見も出てこなかった、当局からの説明もなかったということです。

また、再任用ということ、再任用というのは臨時だとか嘱託だとかと違いまして、もう一度職員として任用するということです。それが若者の新規採用にどのような影響を与えてくるのかということに関しても何ら審議されていないというふうなお答えでした。それについても何か本当に審議を十分にしていたのかなという。ただ上級法があるから、それを適用しただけだというふうなお答えだと、この下田市内のこの経済状況の中で、なぜ今やらなければならないのかということについての合理的な説明はないように思いますが、その上級法との関係、あるいは退職金、年金との関係等々のこともいろいろあると思いますが、そこら辺についての審議も何かなされていないのかなというふうに思います。非常に残念な思いであります。

いや、いいです、もう質問は。お答えは、だって同じお答えしか返ってこないでしょうから。僕の聞いた質問については、それについては審議をなされなかったということですよね。わかりました。

以上です。

議長（大黒孝行君） ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（大黒孝行君） これをもって総務文教常任副委員長に対する質疑を終わります。

ご苦労さまでございました。

以上で、委員長報告と質疑は終わりました。

これより各議案について討論、採決を行います。

まず、議第50号 下田市民文化会館指定管理者の指定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対の意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第50号 下田市民文化会館指定管理者の指定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定をいたしました。

次に、議第51号 下田市民スポーツセンター指定管理者の指定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対の意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第51号 下田市民スポーツセンター指定管理者の指定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定をいたしました。

次に、議第52号 下田市高齢者生きがいプラザ指定管理者の指定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対の意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第52号 下田市高齢者生きがいプラザ指定管理者の指定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定をいたしました。

次に、議第53号 下田市都市公園指定管理者の指定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対の意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第53号 下田市都市公園指定管理者の指定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定をいたしました。

次に、議第54号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定については、総務文教委員長の報告は、下田市議会会議規則第101条の規定により、閉会中の継続審査の申し出であります。

お諮りをいたします。

議第54号議案は委員長の申し出どおり、閉会中の継続審査とすることにご異議はございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議がございます。起立により採決をいたします。

議第54号議案に対する委員長の報告は閉会中の継続審査の申し出であります。委員長の申し出どおり、閉会中の継続審査にすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大黒孝行君） 起立多数でございます。

よって、議第54号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定については、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

次に、議第55号 下田市職員の再任用に関する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

5番。

〔5番 鈴木 敬君登壇〕

5番（鈴木 敬君） 議第55号 下田市職員の再任用に関する条例の制定について反対の立場から討論いたします。

今、下田の市内経済は底なしの経済不況、不景気に陥っています。さきの一般質問の議論等の中でも、税務課長はこの1年間に21もの事業所の倒産あるいは廃業があったと答弁していました。しかし、それは正規に届け出のあったものだけで、実際にはもっと多く、30からの事業所がなくなっているようです。当然そこでは雇用が失われています。若い人たちの働く場所が失われていきます。

生活保護費もすごいことになっています。東日本大震災の影響が大き過ぎるのか、23年度には決算で5億円の大台を超え、24年度も当初予算5億844万円に対し、この12月定例会で5,000万円もの増額補正をしなければならなくなっています。

このように、市民生活が圧迫されている今この時期に、職員の身分待遇に関する各条例制定あるいは改正の議案が3件も出されてきました。確かに職員の再任用に関する条例については、上級法である地方公務員法が平成13年に法改正され、施行されているとのこと。当然、下田市も上級法に倣い条例化することに何の問題もありません。しかし、なぜ今なのですか。これまで10年間以上ほっぽってきたのに、なぜ今の時点なのですか。

先ほど来述べているように市内経済は危機的な状況にあります。事業所の倒産などで雇用の場が失われています。今なすべきなのは、特に若い人たちに雇用の場を提供することです。市役所は市内で一番の事業所です。正規・臨時職員を合わせると市内でも一番多くの従業員を抱えています。25年から30年以上勤め上げた人たちを再任用して優遇するよりは、今求められているのは若い人、新規採用者の枠を広げることであると思います。下田に帰ってきたくても、働く場がなくて帰ってこれない、そのような子供たちに働く場所を与えることだと思います。

25年から30年間も市役所で勤め上げた方々は知識も経験も能力もあり、定年退職後も市内のさまざまな場所で活躍なされています。県の総合庁舎でお手伝いをしたり、振興公社等公共の組織で重責を担ったり、あるいは市のいろいろな審議会で会長を務めたり、また地域においては区長さんや民生委員など地域住民のために汗を流しておられます。これからも、もっと活躍の場を求められるのではないのでしょうか。もし退職されるある職員の能力がもうし

ばらくは市役所に必要だというとき、臨時職員ではいけないのですか。嘱託ではいけないのですか。

年金受給の関係で再任用が必要だとの意見もありますが、市内では最高レベルの退職金も支給されているのではありませんか。また、国民年金だけの自営業者などから見れば、格段に有利な共済年金も約束されているのではありませんか。それでもどうしても再任用の制度が必要であるというならば、その時期について条例化のタイミングについて考えていただけないでしょうか。

例えば先ほど成立した消費税増税法案も2014年に8%に上げ、さらに2015年に10%にするということですが、前提条件がありました。景気条項です。GDPを名目3%成長にすることです。下田市の職員の再任用制についても、例えば市民税の下げどまりが見られるとか、新たな市内経済活性化の政策が打ち出され、一定の効果が見られるとか、何らかの指標を設けたらいかがですか。

私は絶対に再任用制がだめだというわけではありません。しかし、市民の理解を得る努力は必要だと思います。今は下田市職員の再任用に関する条例を制定するタイミングではないと思い、議第55号に反対するものです。

以上です。

議長（大黒孝行君） 次に、賛成意見の発言を許します。

3番。

〔3番 伊藤英雄君登壇〕

3番（伊藤英雄君） 議第55号についての賛成意見を述べさせていただきます。

まず、この時期になぜ提案されたのかということですが、この60歳から65歳への定年延長の主たる原因の一つが年金問題であります。平成25年から、すべての60歳の方の基礎年金部分が65歳になります。これまで生年月日によって暫時60歳、61、62となっていた基礎年金の支給が来年度から全員65歳になる。これがこの時期に、直接の質問は出ていなかったんですが、恐らく当局が提案された大きな理由の一つであったんだろうと思います。

それから、今60歳から再任用ということなんですが、引き続いて退職優遇制度についてはそのまま継続しますよと。これは60歳以降の人生の多様な生き方を認めていくということがあります。早くから退職をして新たな人生に踏み出そうと思えば早期退職制度でやればいいし、再任用したくなければそのまま退職するのもいい。しかし、引き続いて市民のために市職員として頑張りたい、こういう希望のある人については再任用の制度をもってその生き方

を受け入れていくと。日本は大きな高齢社会に入っておりますので、高齢者の多様な生き方をやはり認めていくべきだろうと、こんなふうに考えます。

また、若い人の雇用がなくなるのではないかと。これは少し短絡的過ぎるように思います。人事のピラミッドからいっても、若い人を全く入れなくなるということは考えられません。現実には、反対者もおっしゃっていましたように臨時の方も嘱託の方もおいでになります。しかし、基本的には、個人的見解になりますが、臨時あるいは嘱託というのは雇用の形としては非常に不安定な形であります。本人たちがその生き方を望んでいるとばかりは言えないのではないかと思います。やはり新規採用については全体の職員の定数を考えながら、その採用を行っていく。この職員の60歳以上の方の再任用制度がそのまま若い人の採用の減になるというのは私は考えてはおりませんし、当局もまた考えていないものと思われれます。

以上の理由をもって、この55号、職員の再任用制度の条例について賛成するものであります。

議長（大黒孝行君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

ご異議がありますので、本案は起立によって採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大黒孝行君） 起立多数であります。

よって、議第55号 下田市職員の再任用に関する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定をいたしました。

次に、議第56号 下田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決すること

にご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第56号 下田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定をいたしました。

次に、議第57号 平成24年度下田市一般会計補正予算（第7号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第57号 平成24年度下田市一般会計補正予算（第7号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定をいたしました。

次に、議第58号 平成24年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対の意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第58号 平成24年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定をいたしました。

次に、議第59号 平成24年度下田市介護保険特別会計補正予算（第3号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第59号 平成24年度下田市介護保険特別会計補正予算（第3号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定をいたしました。

次に、議第60号 平成24年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第60号 平成24年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定をいたしました。

次に、議第61号 平成24年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第3号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第61号 平成24年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定をいたしました。

次に、議第62号 平成24年度下田市水道事業会計補正予算（第3号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第62号 平成24年度下田市水道事業会計補正予算（第3号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定をいたしました。

次に、請願第1号 稲梓幼稚園の存続を求める請願を討論に付します。

本案に対する委員長の報告は不採択とすべきものであります。

まず、本請願を採択すべきものとするに賛成の意見の発言を許します。

7番。

〔7番 沢登英信君登壇〕

7番（沢登英信君） 平成24年12月3日に議会に出されました稲梓幼稚園の存続を求める請願は、まことに地元地区のお母さん方の切実な思いの請願であると思うわけであります。

その1点は、これまでも未就学園児の保護者に対してしっかりした納得のいく説明がなかったと。この点は議会も1度しか説明を未就学者にはしなかった、こういう事実を明らかにしているところであろうと思います。この点につきまして、まず請願者の言う実態が明らかになって、この願意に反対する理由は、この点についてはまずないと思うわけであります。

認定こども園着工にかかります年代の保護者は不安、憤りを感じています。災害時に地方からすぐ子供を迎えに行けない保護者の不安。その不安にどうこたえられるのでしょうか。八木山から来るお子さんは往復2時間近くもかかる。片道1時間以上かかる。しかも、その間は先生も恐らく担当の先生が毎回つくということではなからうと。こういうことになれば、

小さなお子さんの不安は大変なものになるということは想像にかたくないと、難しくないと思うわけでありませう。しかも、お母さんは同じ小さな子供を幼稚園に2人あるいは幼稚園、小学校にお子さんを通わせている。こういう現状を見れば、この実態は、なおさらお母さんの心情は皆さんおわかりいただけるだろうと思うわけでありませう。

そして、災害が発生したときの避難対策など心配だと、こう言われているわけでありませうが、まさに第三保育所跡地の認定こども園の建設が、津波・地震対策のために敷根に高台に移転をするんだと、こういうことではございませうが、この稲梓地区の人たち、あるいはその他の来る人たちにとりまして、通園時間に災害が発生した、あるいは園の保育中に発生したということ想定しませう、お母さん方が、保護者が迎えに行く、そういうことから考えませうと、まさに稲梓幼稚園であれば大変安心・安全であった地域から、わざわざ危険な地域に子供たちを移転をさせると、こういうことにならざるを得ないと思うわけでありませう。こういう点からも保護者が「災害が発生したときの避難など大変心配ですよ」、こういうことが理解できないはずがないと思うわけでありませう。

そして、幼稚園児と保育園児の生活実態は違うんではなないか。何よりも地域に稲梓幼稚園を残してほしい、地域の教育は地域で賄っていく、この理念を下田市では確立して教育委員会は進めてきたかと思うわけでありませう。ところが、この案では、地域の子供たち、地域で田畑を耕したり、野原で遊んだり、こういう自然環境と地域のおじいさんおばあさん、あるいは同級生、お友達と地域で遊び合つと、こういう教育環境をむしろ放棄して認定こども園に集中させる。このようなことが伸び伸びとした園生活を送ることができなくなる、地域コミュニティが壊されてしまうんではなないかと、大変な心配をしているわけでありませう。

したがって、各地域の園を何とか耐震化してもらえないか。ある場合には小学校の耐震化されているところで、建設費が大変ならそこでやってもらえないのかと。こういうことを検討してほしいという要請を、事もあろうに「稲梓幼稚園を存続させることが、未就学教育の充実ならびに子育て環境の向上になるとは判断できない」、とんでもない判断を皆さんの委員会ですしていると思うわけではなないか。

今わずか挙げた4点をとらえてみませう、子育て環境の向上になるどころか、子育て環境をまさに破壊をしている、こういう実態が明らかになっていようかと思うわけでありませう。そういう点では、既に第三保育所やそれぞれの幾つかの2つの幼稚園も廃止をしてきていると、こういう中では認定こども園は建設せざるを得ない。こういう事情にあるにしましても、できる限り各地域の幼稚園、保育園を最大限残すという努力は当然すべきであると思うわけ

であります。

そして、これらの考え方は、平成18年までは各地域にそれぞれの幼稚園ないし保育園あるいは認定こども園としての教育施設、保育施設を残すんだと、こういう経緯で来たわけであり、その経緯が覆されましたのは、まさに効率化、百年の計のこの教育の問題を単なる効率と財政の問題に置きかえて、このような方向を打ち出してきたと言わざるを得ないと思うわけであり、したがって、この請願は採択すべきであろうと思います。

それから、一言蛇足になりますけれども、お母さん方のこの請願権を否定するような、本来要請文にすべきものを請願にして持ってきたのではないかとんでもない質問をする議員がいる。請願権とは何か。国民であれば行政に対し、こうしてほしいと議会にきっちりそれを申し述べて、自分の意思を代表である議員に伝える、議会に伝える、こういう権限を持っているわけです。その権限を議員自らがないがしろにして、要望書で持ってくればいい、そのような姿勢はぜひ改めていただきたい。要請をいたすものであります。

以上です。

議長（大黒孝行君） 次に、反対意見の発言を許します。

14番。

〔14番 大川敏雄君登壇〕

14番（大川敏雄君） 請願第1号 稲梓幼稚園の存続を求める請願を不採択にすべきであるという立場から、ただいまから意見を述べさせていただきます。

このたび稲梓幼稚園の存続を求める請願は、下田市幼稚園保育所再編整備基本計画と密接に連動をしているわけであり、

下田市教育委員会は、平成22年8月に下田市立学校等再編整備審議会に対し、下田幼稚園、保育所整備基本計画について諮問されました。

その再編計画の骨子は、まず第1点目に、民間保育所の2園は保育所として継続する。2つ目には、下田保育所、下田幼稚園はそれぞれ存続する。3つ目には、下田第三保育所は平成23年度末で廃止する。4点目には、現在の公立保育園4園と幼稚園3園は平成25年度末で廃止する。5点目には、保育所機能と幼稚園機能を持つ幼保連携型認定こども園を平成26年度に開設すると。そのことによって、平成27年度までの国の耐震化計画への対応を目指すものとする。以上が骨子であります。

私は当時、蓮台寺の区長にありまして、15名で構成された再編整備審議会の委員長を務めさせていただきました。同審議会は、平成23年1月に答申するまで6回の審議会を開催する

とともに、伊豆市さくら認定こども園の視察と以下の理由をもって再編計画をやむを得ないものと認めたのであります。

その第1の理由としては、保育所、幼稚園へ通園する対象児童が急速に激減していることであります。下田市のゼロ歳から5歳児までの人口動態を見てみますと、平成14年には1,249名いました。そして、平成22年には939名になっています。この8年間で310名減って、パーセンテージでは25%減っているわけであります。さらに、平成23年から平成30年、平成23年度は933名でございますが、平成30年には758名になるだろうという推計があります。これから7年間で175名、つまりパーセンテージで申し上げますと20%激減をすると。とりわけ今回の請願出されました稲梓地区を見てみますと、平成20年度には103名いました。平成24年は79名であります。4カ年間で24名減っております。平成30年には67名になるという推計があります。24年度対比で12名もさらに減ると。こういう以上のごとく対象人口が急速に減少することを直視した場合、統廃合はやむを得ないと、こう判断したのであります。

第2に、下田市の幼稚園、保育所は老朽化、未耐震の施設が多いことであります。ご承知のとおり、現在耐震化されている施設は下田保育所、下田幼稚園、そして須崎保育園のみで、その他幼稚園、保育所は未整備の状況にあります。とりわけ稲梓幼稚園は昭和49年に建設されたもので、既に40年近く経過し、建てかえを要する時期となっている状態であります。

以上のことが主たる理由でありまして、教育委員会の再編計画をおおむね了としたものであります。

平成23年1月、審議会が答申したときは、認定こども園の建設位置を第三保育所の跡地としておりましたけれども、ご承知のとおり平成23年3月11日の東日本大震災により、建設位置を敷根のスポーツセンターの隣接地に変更したことは津波対策上、適切な措置であると考えているものであります。

さらに、審議会は新たなサービスとして、まず第1点に、長時間児、つまり保育所の預かり時間を希望により11時間までに延長すること、2点目には、土曜日保育を平日と同じ時間を実施すること、3点目には、短時間児、つまり幼稚園を対象に14時以降の預かり保育を16時まで行うこと。加えまして、送迎バスを通園の負担を軽減するため運行することを求めてきたわけですが、現在その方向で再編が進められていると認識するものであります。

今回の請願書には、まず第1に、未就園児童の保護者に対するの説明が不十分であるという指摘がありますが、確かに説明会が23年、24年にそれぞれ1回しか開催されていないので、委員会において今後、十分な親切な説明を強く当局に求めたところであります。

第2に、施設の位置が遠くなることによって、災害時における保護者の不安を挙げております。確かに、より近くに施設があることがよいことと思いますが、認定こども園はより安全・安心な施設であり、安全を確認した上で送迎バス等により保護者に引き渡すことになるかと推測しているのとあります。加えて、稲梓地域におきまして、今の3歳から5歳までの児童43名おるわけですが、43名のうち20名が稲梓幼稚園に通園しております。そして、23名の児童が稲生沢保育園、下田保育園へ通園している状況であります。稲梓幼稚園に通園している児童が認定こども園へ通園することは許容の範囲であると私は考えるわけであります。

第3に、幼稚園と保育園の生活は全く違うという認識ですが、認定こども園は幼稚園と保育所の両方のよいところを生かした施設と言われております。認定こども園においては、幼稚園教員免許と保育士資格を持った職員が子供たちの教育と、そして保育を行うことに相なっているわけであります。しかも、下田市の認定こども園は幼保連携型でありますので、請願者の認識とは違っているものと思います。

以上の理由により、再編計画に基づく稲梓幼稚園を廃園することはやむを得ないものであり、本請願を不採択にすることが妥当と考えます。

以上です。

議長（大黒孝行君） ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（大黒孝行君） これをもって討論を終わります。

本請願に対する委員長の報告は不採択とすべきものでありますので、本請願について採決をいたします。

本請願は採択すべきものとするに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大黒孝行君） 起立少数であります。

よって、請願第1号 稲梓幼稚園の存続を求める請願は、これを不採択とすることに決定をいたしました。

発議第5号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（大黒孝行君） 次は、日程により、発議第5号 南海トラフ巨大地震対策における特別措置法（仮称）の制定を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

3番。

〔3番 伊藤英雄君登壇〕

3番（伊藤英雄君） 発議第5号 南海トラフ巨大地震対策における特別措置法（仮称）の制定を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、南海トラフ巨大地震対策における特別措置法（仮称）の制定を求める意見書を別紙により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、内閣官房長官、経済産業大臣、国土交通大臣、復興大臣、経済財政政策担当大臣、防災担当大臣に提出するものとする。

平成24年12月14日提出。

提出者、下田市議会議員、伊藤英雄。以下敬称を略させていただきます。賛成者、下田市議会議員、岸山久志、同じく小泉孝敬、同じく沢登英信、同じく藤井六一、同じく大川敏雄、同じく鈴木 敬、同じく土屋 忍。

提案理由。

南海トラフ巨大地震対策における特別措置法（仮称）の制定を求めるため。

南海トラフ巨大地震対策における特別措置法（仮称）の制定を求める意見書。

静岡県をはじめ各都道府県においては、平成23年3月11日発生の東日本大震災の教訓を踏まえ、大規模地震・津波に備える防災・減災に全力で取り組んでいる。

そのような中、平成24年8月29日に内閣府が公表した東海沖から日向灘を震源域とする「南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等及び被害想定」では、マグニチュード9.1、最大津波高では34mと、これまでに発生した海溝型地震における最大クラスの想定数値となっている。

また、静岡県では最大震度7、死者11万4千人、全壊・焼失数は32万棟、浸水面積150.50km²と甚大な被害推計となっており、下田市でも、人的被害や家屋などの被害推計は公表されていないものの、震度6強、浸水域では4.7km²、最大津波高33m、平均15mと甚大な被害が想定される。

「南海トラフ巨大地震」は、ひとたび発生すれば国の盛衰を左右する超巨大災害となり、今後、明らかにされる経済的被害等や避難者数などの人的被害想定推計などを踏まえ、なにより国民の尊い生命・財産を確実に守るとともに、これまでの「防災」に「減災」の視点を加え、被害を最小限にとどめるための対策強化に向けて、地方自治体はもとより、国としても最重要課題として位置づけ、取り組むことが急務である。

よって、国におかれては、発生が危惧される「南海トラフ大地震及び津波対策」の迅速化と、抜本的な強化を図るため、以下の項目を盛り込んだ「南海トラフ巨大地震対策特別措置法（仮称）」の制定を強く求める。

記。

- 1、観測網・観測施設の早期整備及び予知・観測体制の充実・強化。
- 2、巨大地震・津波に対応した緊急対策の実施及び財政支援制度の創設。
- 3、巨大地震・津波に対応した地震対策大綱・応急活動要領の作成。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年12月14日。

静岡県下田市議会。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（大黒孝行君） 提出者の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

発議第5号 南海トラフ巨大地震対策における特別措置法（仮称）の制定を求める意見書の提出についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 質疑はないものと認めます。

発議第5号についての質疑を終わります。

提出者は自席へお戻りください。ご苦労さまでした。

次に、発議第5号 南海トラフ巨大地震対策における特別措置法（仮称）の制定を求める意見書の提出についてお諮りをいたします。

本案は委員会に付託することを省略をいたしたいと思います。これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することと決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、発議第5号 南海トラフ巨大地震対策における特別措置法（仮称）の制定を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議長（大黒孝行君） 以上で、本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

これをもって平成24年12月下田市議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでございました。

午後 2時12分閉会